

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立県民交流センター	
所管課	県民生活部県民活動生活課	
現行指定管理者	株式会社コンベンションリンクージ	
設置年月	平成11年4月	
所在地	大津市におの浜一丁目1番20号(ピアザ淡海内)	
設置目的	生き生きとした地域づくりを目指して、社会貢献活動その他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民が集い、交流するための施設として設置する。	
施設概要	<p>〈県民交流センター〉 延床面積(専有床面積) 7,962.62㎡ ピアザホール(556㎡・426席)、大会議室(468㎡・216席)、 特別会議室(77㎡・20席)、中小会議室12室(69~177㎡・24~81席)、 和室(22畳)、練習室ほか</p> <p>〈地下駐車場〉 延床面積 3,320.80㎡ 駐車可能台数 77台</p>	
管理経費(平30見込額)	94,149,000円	
財源内訳	利用料金収入(平30見込額)	90,439,000円
	指定管理料(平30見込額)	3,710,000円
	その他収入(平30見込額)	0円
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を公募、期間は3年間(H18.4.1~H21.3.31) 平成20年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H21.4.1~H26.3.31) 平成25年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H26.4.1~H31.3.31)
	方針	幅広い事業者の事業計画・運営手法を比較検討し、最も適正な指定管理者を選定するため、公募により実施する。 県民交流センターのより効率的かつ効果的な運営を含め、同センターが入居するピアザ淡海は、今後のあり方を改めて検討する時期に来ており、この検討に3年程度を要することから、指定期間を3年間とする。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間
備考	-	

(参考)

ピアザ淡海について

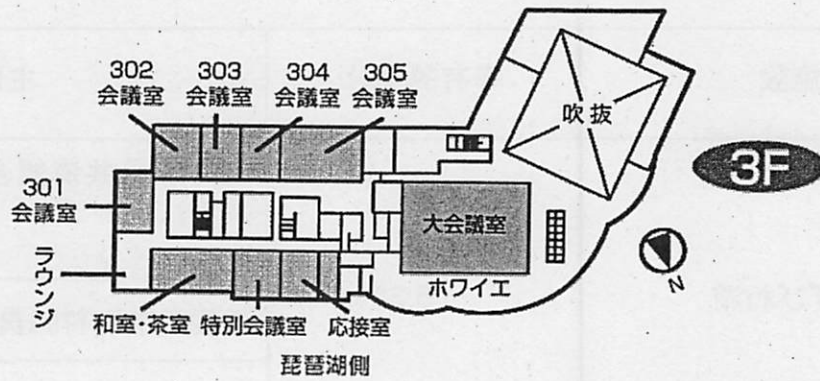
県民交流センター、ホテルピアザびわ湖、自治研修センター、パスポートセンターが入居するピアザ淡海は、平成11年4月の開業から約20年が経過しつつあり、その間に利用状況の変化が見られ、また、老朽化対策も必要となることから、今後のあり方を改めて検討する時期に来ている。

施設	専有的部分	主体
ホテルピアザびわ湖	5,324.57㎡	地方職員共済組合滋賀県支部(県共済)
		滋賀県市町村職員共済組合
パスポートセンター	538.90㎡	滋賀県
県民交流センター	7,962.62㎡	
地下駐車場	3,320.80㎡	
自治研修センター	4,586.83㎡	
		市町村振興協会

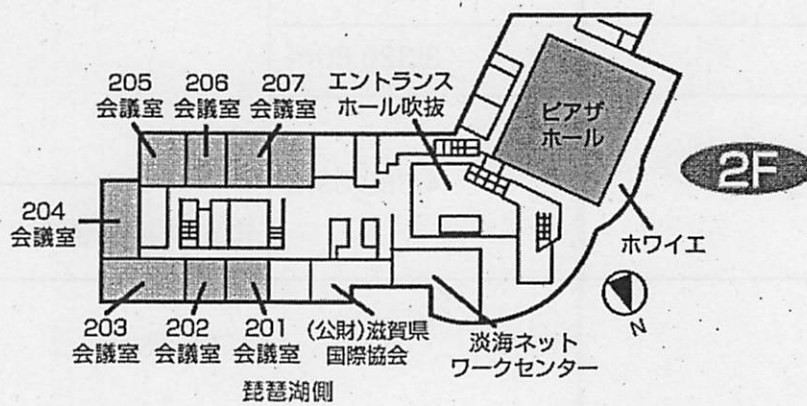
フロア断面図

10F 6F	ホテル		
5F	自治研修センター		
4F	自治研修センター		
3F	中小会議室 応接室 和室・茶室	大会議室	ピアザホール
2F	中小会議室	淡海ネットワークセンター (公財)滋賀県国際協会	
1F	会議室受付	フロント レストラン	バスポートセンター
B1	地下駐車場 77台(有料)		

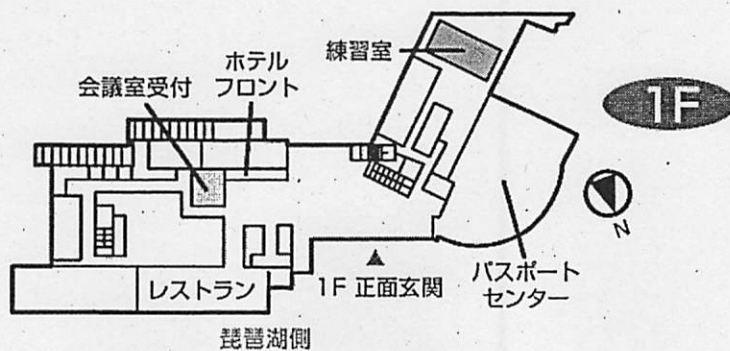
3Fフロア平面図



2Fフロア平面図



1Fフロア平面図



公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県希望が丘文化公園	滋賀県立青少年宿泊研修所	滋賀県立希望が丘野外活動センター
所管課	県民生活部文化振興課		
現行指定管理者	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園		
設置年月	昭和47年4月	昭和47年4月	昭和45年7月
所在地	野洲市北桜、辻町、小篠原、大篠原、小堤 湖南市菩提寺、竜王町薬師	蒲生郡竜王町薬師	蒲生郡竜王町薬師
設置目的	すぐれた自然環境を保護し、活用し、県民にいきいこの場を提供するとともに、広く県民文化、体育の向上に資するため設置する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき設置する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、野外活動を通じて、青少年の心身の健全な発達を図るため設置する。
施設概要	敷地面積4,163,297㎡(全園)		
	<p><スポーツ施設> スポーツ会館 延床面積4,308㎡(体育室、格技場等)、陸上競技場、球技場、野球場、ソフトボール場、テニスコート、草野球場等</p> <p><その他> 芝生ランド、ピクニックランド、サイクリングロード、駐車場等</p>	敷地面積 36,335㎡ 延床面積 8,782㎡ 本館 宿泊定員360名、宿泊室、大ホール、研修室、会議室等、食堂棟	敷地面積210,000㎡ 野外活動センター 延床面積1,216㎡(ホール、集会室、クラフト室等)、東キャンプ場 470名収容、西キャンプ場 400名収容、雨天営火場
管理経費(平30見込額)	520,309,000 円		
財源内訳	利用料金収入(平30見込額)	126,873,000 円	
	指定管理料(平30予算額)	387,657,000 円	
	その他収入(平30見込額)	5,779,000 円	
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を3施設一括として非公募、期間は3年間(H18.4.1~H21.3.31) 平成20年度に指定管理者を3施設一括として公募、期間は5年間(H21.4.1~H26.3.31) 平成25年度に指定管理者を3施設一括として公募、期間は5年間(H26.4.1~H31.3.31)	
	方針	幅広い事業者の事業計画・運営手法を比較検討し、最も適正な指定管理者を選定するため、公募により実施する。公園内にある上記3施設は一括して管理する。国体の競技会場としての使用を念頭に調整を進めているところであり、国体までの準備を含め、大会の運営を安定的に行う観点から、指定期間は6年間とする。	
	募集方法	公募	
	指定単位	一括	
	指定期間	平成31年4月1日から平成37年3月31日までの6年間	
備考	当施設のうち青少年宿泊研修所(青年の城)および陸上競技場においては、ネーミングライツの導入に向けて、引き続きネーミングライツパートナーの募集を行う。		

滋賀県希望が丘文化公園の管理の経過

参考

年 度	委託先または指定管理者
昭和46年度 (昭和47年 1月18日～) 昭和50年度	(財)滋賀県希望が丘文化公園管理公社
昭和51年度 平成3年度	(財)滋賀県文化体育振興事業団 ※昭和51年4月1日 (財)滋賀県希望が丘文化公園管理公社を(財)滋賀県文化体育振興事業団に統合
平成4年度 平成17年度	(財)滋賀県文化振興事業団 ※平成4年4月1日 (財)滋賀県文化体育振興事業団からスポーツ部門を分離し、名称変更
指定管理者制度の導入	
平成18年度	第1期(3年間・非公募)
平成19年度	(財)滋賀県文化振興事業団
平成20年度	
平成21年度	
平成22年度	第2期(5年間・公募)
平成23年度	
平成24年度	
平成25年度	
平成26年度	
平成27年度	第3期(5年間・公募)
平成28年度	
平成29年度	
平成30年度	

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立体育館	滋賀県立武道館	
所管課	県民生活部スポーツ局		
現行指定管理者	滋賀県スポーツ協会グループ（（公財）滋賀県スポーツ協会、NTTファシリティーズ）		
設置年月	昭和45年10月	平成5年7月	
所在地	大津市におの浜四丁目2番12号	大津市におの浜四丁目2番15号	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積：13,087.18㎡ 建築面積：5,757.66㎡ 延床面積：本館 7,918.99㎡、 別館 2,047.77㎡ 施設内容： <本館アリーナ> 1,890㎡（バレーボール3面分） <別館アリーナ> 858㎡（バレーボール2面分） <観客席> 本館 1,921席 <会議室> <1階駐車場> 57台	敷地面積：6,501.36㎡ 建築面積：3,973.85㎡ 延床面積：13,272.20㎡ 施設内容：鉄筋コンクリート造5階建て <剣道場>1,029.5㎡（4面） <柔道場>973.17㎡（3面） <弓道場>131.33㎡（近的10人立） <弓道>56.86㎡（遠的6人立） <相撲場>272.08㎡（1面） <観覧席>（剣道場250席、柔道場196席、 相撲場50名収容） <会議室> 大会議室、小会議室、研修室等 <屋外駐車場> 110台	
管理経費(平30見込額)	68,287,000円	57,540,000円	
財源内訳	利用料金収入 (平30見込額)	32,797,000円	37,668,000円
	指定管理料 (平30予算額)	35,174,000円	19,793,000円
	その他収入 (平30見込額)	316,000円	79,000円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は3年間（H18.4.1～H21.3.31） 平成20年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H21.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H26.4.1～H31.3.31）	
	方針	幅広い事業者の事業計画・運営手法を比較検討し、最も適正な指定管理者を選定するため、公募により実施する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるとともに、通常の5年間では国体開催の前年度に期間満了となるため、円滑な国体運営を行う観点から、指定管理期間は6年間とする。	
	募集方法	公募	
	指定単位	一括	
指定期間	平成31年4月1日から平成37年3月31日までの6年間		
備考	ネーミングライツの導入（武道館）		

施設名	滋賀県立長浜ドーム (宿泊研修館を除く)	
所管課	県民生活部スポーツ局	
現行指定管理者	滋賀県スポーツ協会グループ（（公財）滋賀県スポーツ協会、NTTファシリティーズ）	
設置年月	平成4年6月	
所在地	長浜市田村町1320	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積：73,008.32㎡ 建築面積：14,103.38㎡ 延床面積：15,243.54㎡ 施設内容： ＜屋内グラウンド＞ 砂入人工芝 8,880㎡（テニスコート12面分） ＜観客席＞ 1,762席 ＜トレーニング室＞ 練習室、会議室 ＜屋外グラウンド＞ 8,160㎡（サッカー1面分）、夜間照明設備 ＜屋外テニスコート＞ ハードコート4面	
管理経費(平30見込額)	94,923,000円	
財源内訳	利用料金収入 (平30見込額)	38,400,000円
	指定管理料 (平30予算額)	56,292,000円
	その他収入 (平30見込額)	231,000円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は3年間（H18.4.1～H21.3.31） 平成20年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H21.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H26.4.1～H31.3.31）
	方針	幅広い事業者の事業計画・運営手法を比較検討し、最も適正な指定管理者を選定するため、公募により実施する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるとともに、通常の5年間では国体開催の前年度に期間満了となるため、円滑な国体運営を行う観点から、指定管理期間は6年間とする。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	平成31年4月1日から平成37年3月31日までの6年間
備考		

施設名	滋賀県立彦根総合運動場（野球場）	
所管課	県民生活部スポーツ局	
現行指定管理者	滋賀県スポーツ協会グループ（（公財）滋賀県スポーツ協会、NTTファシリティーズ）	
設置年月	昭和44年10月	
所在地	彦根市松原町3025	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積：24,688.00㎡ 建築面積：5,270.00㎡ 延床面積：10,124.21㎡ 施設内容 <野球場> 24,688㎡ 中堅122m、両翼99m、10,000人収容	
管理経費（平30見込額）	57,553,000円	
財源内訳	利用料金収入（平30見込額）	3,540,000円
	指定管理料（平30予算額）	53,677,000円
	その他収入（平30見込額）	336,000円
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は3年間（H18.4.1～H21.3.31） 平成20年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H21.4.1～H26.3.31） 平成25年度に指定管理者を公募、期間は5年間（H26.4.1～H31.3.31）
	方針	幅広い事業者の事業計画・運営手法を比較検討し、最も適正な指定管理者を選定するため、公募により実施する。 円滑な国体運営に向けて、平成33年度に完成予定の第3種陸上競技場との一括管理を行う観点から、指定管理期間は2年間とする。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間
備考	ネーミングライツの導入（彦根野球場）	

施設名	滋賀県立琵琶湖漕艇場	
所管課	県民生活部スポーツ局	
現行指定管理者	(公財) 滋賀県スポーツ協会	
設置年月	昭和46年4月	
所在地	大津市玉野浦6-1	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積：1,803.00㎡ 建築面積：772.45㎡ 延床面積：1,149.57㎡ 専有面積：253,863.00㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造2階建 施設内容： <ボートコース> B級公認 1,000m 6コース <カヌーコース> 9コース 管理棟 会議室、更衣室、シャワー室、 宿泊室(30名)等 艇庫棟 88艇保有 ※現有施設に関するものであり、平成31年度から改築を行うこととしており、改築期間中は仮設での運営	
管理経費(平30見込額)	45,113,000円	
財源内訳	利用料金収入(平30見込額)	11,081,000円
	指定管理料(平30予算額)	33,150,000円
	その他収入(平30見込額)	882,000円
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H18.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H23.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は3年間(H28.4.1~H31.3.31)
	方針	設置から47年が経過し老朽化が著しいため、平成31年度に改築を行うこととしている。仮設による運営となる改築期間中における円滑かつ安全な運営を確保するため、非公募により実施し、指定管理期間については1年間とする。
	募集方法	非公募
	指定単位	単独
	指定期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間
備考		

社会体育施設の指定管理について

県民生活部スポーツ局

施設名		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度 国民スポーツ大会・ 全国障害者 スポーツ大会
		体育館・武道館	指定管理	公募(H26~H30)		公募(H31~H36)			
彦根総合運動場	整備スケジュール (陸上競技場)		解体 →				第3種陸上競技場 供用開始予定 →		第1種陸上競技場 供用開始予定 →
	(プール・テニスコート)		解体 →						
	(野球場)	存置							→
	指定管理	公募(H26~H30)		公募(H31~H32) ※野球場のみ		公募(H33~H34) ※野球場、第3種競技場		公募(H35~H36) ※野球場、第1種、第3種競技場	
長浜ドーム	指定管理	公募(H26~H30)		公募(H31~H36) ※H31人工芝張替					
琵琶湖遊艇場	整備スケジュール [管理棟、艇庫改築 ・コース改修]			工事(仮設での運営) →	新施設供用 開始予定 →				→
	指定管理	公募(H28~H30)		非公募(H31)	公募(H32~H36)				